

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3194号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



前原の一本桜 (熊本県小国町)

もくじ

- 政 策
- フォーラム
- 情報随想
- 情報随報
- 情報随報
- 情報随報

こともまんなか社会を目指す「ことも家庭庁」の創設に向けて「ことも政策の新たな推進体制について」内閣官房「ことも家庭庁設置法案等準備室 企画官 田中麻理 主査 伊藤通崇……(2)

何が何でも4000人の人口は守る「離島を除いて日本最少人口の村」から「まるごと大川」へ——高知県大川村……(11)(7)

国政情報……(12)

地方公共団体金融機構における人材育成としてのeラーニングの実施について——広島県世羅町長 奥田 正和……(15)

笑顔と努力と発想力……(16)

町村週報主要索引……(19)

新任都道府県町村会長の略歴……

コラム

「旅館」もう一つの役割

「地場産業のアセンブラーとして」

梅川智也

日本独特の宿泊業である「旅館」は、チェーン展開するホテルとは異なり、地域に根差した、極めてローカルな存在である。その意味では地場産業といっても過言ではない。その土地その土地の生活文化と地域資源を上手く組み合わせ(アセンブルして)、新たな商品、価値を創るクリエイティブ産業といえる。

最近、宿泊という旅館本来の役割とは別に、地場産業のアセンブラーとしての機能を果たす好事例に出会ったのでご紹介したい。一つは三重県伊勢志摩地域、鳥羽での漁観連携の取組、もう一つは、佐賀県嬉野地域、嬉野温泉でのティーツーリズムの取組である。

鳥羽の旅館経営者Yさんは、前観光協会会長でありながら長く漁村のまちづくりに取り組んで来られた方だ。伊勢神宮の参拝客が泊まる鳥羽の価値は、美味しい魚を提供すること、つまり漁業に元気が出なければ、観光も廃れてしまうと、8年前に行政や漁協に働きかけて「漁業と観光の連携促進計画」を策定した。情報発信、地産地消、鳥羽うみ体験、鳥羽うみ育成、漁業活性の5つの視点から

さまざまな取組が進められたが、近年の一番の成果は「トコさわら」だ。魚価が上がリ、さわら漁師が増えるなどまさにブランド化に成功したといえる。漁業者の観光への不自信は根強い。当初は同じテーブルに着くことすら憚られたが、粘り強く漁師の方々を巻き込んでいったのはYさんの地域を盛り上げようという志だ。

一方、嬉野温泉の旅館経営者Oさんとその仲間達が取り組んだのは、古くから地域の名産として知られた嬉野茶を生産するお茶農家とのコラボだ。美しく広がる茶畑の中で、ゆっくり時間をかけて戴く煎茶とスイーツは、いわゆる「茶道」の世界とは異なる野趣溢れる嗜好の時間を与えてくれる。真っ白な装いの茶師(茶農家経営者)は、数十グラムの茶葉が数十万の収益をもたらしてくれる付加価値創出力と体験者との知的交流がティーツーリズムの魅力だと話す。ここで使われる茶器はやはり地域の名産・肥前吉田焼である。若手旅館経営者のアセンブル力が地域を変えて行く。

写真キャプション

阿蘇小国町下城の高原に生育する一本桜。ヤマザクラであるため、開花はソメイヨシノよりも遅く満開を迎える。桜の周辺は広大な農耕地と牧草地になっており、遠景の見晴らしも抜群。桜だけでなく久住連峰の湧蓋山(涌蓋山)のほか、周囲の大自然を満喫できる。

こどもまんなか社会を目指す 「こども家庭庁」の創設に向けて ～こども政策の新たな推進体制について～

内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室
企画官 田中 麻理 主査 伊藤 通崇

1 はじめに

みなさまの地域では、どのようなこどもや若者に関する施策（以下「こども政策」）を行っていますか。日々当事者や支援者の声を聴きながら、現場のニーズを踏まえた新たな試みを検討されているみなさまもいるのではないのでしょうか。

現場のニーズを踏まえた、先進的な取組が行われている地方自治体のお話も伺っています。私たちとしても、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、みなさまの先進的な取組を横展開したいと考えています。また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていきたいと考えています。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁の創設を目指しています。

2 こども政策の推進に係る有識者会議での議論と報告書の概要

こども政策については、これまで、

少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、政府を挙げて、各般の施策に取り組んできました。さまざまな取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。こうした中、令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となりました。大変痛ましいことに令和2年は約800人も19歳以下の子どもの自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えています。

このような状況を踏まえて、こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立つて、こどもをめぐるさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、こども政策の推進に係る有識者会議が開催され、令和3年11月29日に、清家篤座長から岸田総理に、報告書が手交されました。以下、その概要について説明します。【資料1】

(1) こどもと家庭を取り巻く現状
少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言わばき危機的な状況。児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、さらに

コロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化している。今こそ、こども政策を強力に推進することによって、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどものwell-beingを高めることによって、社会の持続的発展を確保することができるとの分岐点である。

(2) 今後のこども政策の基本理念
① こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
② 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
③ 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

④ こどもや家庭が抱えるさまざまな複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
⑤ 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

⑥ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）
(3) 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策
この基本理念を踏まえ、今後、取り組むべきこども政策について、以下の3つの柱に沿って、具体的な施策につ

政 策

こども政策の推進に係る有識者会議について

資料1

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う。

Table with 2 columns: 構成・臨時構成員 (Members and Temporary Members) and their respective affiliations.

Table with 2 columns: 開催経過 (Meeting Progress) and details of 5 meetings held from September to November 2021.

いて提言を整理。
① 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す(若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消、子育てや教育に関する経済的負担の軽減、妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実等)
② 全てのごとにも、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する(就学前のごともの成長の保障、学

校教育の充実、居場所づくり、こどもの安全を確保するための環境整備、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援、こころのケアの充実等)
③ 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する(児童虐待防止対策のさらなる強化、こどもの貧困対策、ヤングケアラー対策、いじめ・不登校対策等)
また政策を進めるに当たって共通の基盤となるものとしては、児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障、プッシュ型の情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援、関係機関・団体の連携ネットワークの強化、こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築等が挙げられる。
(4) 政策の立案・実施・評価におけるプロセス
○ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
こどもに関する政策等については、こどもの意見が年齢や発達段階にに応じて、聴取され、積極的かつ適切に反映されるようにすべき。また、子育て当事者の声についても同様に、適切に政策に反映されるよう努めるべき。さらに、事後的にも、こどもに関する政策について、当事者の視点が欠けていな

いか、意見を反映したものになっているかをチェックしていくことが必要。
○ 地方自治体との連携強化
国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していくことが求められる。国と地方自治体の間で人事交流を推進する、定期的な協議の場を設けるなどによりPDCAサイクルを回し、こども・子育て当事者のニーズに即した仕組みやサービスの改善や拡充につなげていくなど、それぞれの視点を共有しながら政策を推進していくことが求められる。
○ NPOをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働
NPOをはじめとする民間団体等の活動実践を通じて把握されたニーズやノウハウを踏まえ、政策立案につなげていくことが重要。こども政策を担う国の組織への民間人の登用や出向を積極的に行うことなどが必要。
○ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価
個人情報保護との関係に留意しつつ、こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、エビデンスに基づく政策立案・実践を行う必要がある。また、多様なデータを参照して、施策を検証・評価し、改善につなげていくことが求められる。

政 策

3 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の概要

政府は、この報告書で示された今後のこども政策の基本理念等を踏まえつつ、令和3年12月21日「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（以下「基本方針」）を閣議決定しました。以下、その概要について説明します。【資料2】

(1)こども家庭庁の必要性、目指すもの
こども政策をさらに強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設する。こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実を図る。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携して、こどもの健やかな成長を保障する。

- ① こどもの視点・子育て当事者の視点
- ② 地方自治体との連携強化
- ③ NPOをはじめとする市民社会と

資料2

こども家庭庁の創設について

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立ち、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整（内閣補助事務）。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化。
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護等を目的とするものは移管。
 〔内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管。〕
- ◆ こどもの権利利益の擁護等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援が必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 (幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

る。別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営する。別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進する。

(4)法律・事務の移管・共管・関与

主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものはこども家庭庁に移管。こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは関係府省庁で共管。国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整を行う。

(5)新規の政策課題や隙間事案への対応

こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

(6)体制と主な事務

内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3部門の体制を設ける。移管する定員を大幅に上回る体制を目指し、地方自治体職員や民間人材を積極的に登用する。

(7)スケジュール、安定財源の確保

令和5年度のできる限り早い時期に創設する。「こどもに関する政策パツ

の積極的な対話・連携・協働
(3)強い司令塔機能
内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局とする。これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭
庁に一本化し、就学前の全てのこども育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化する。

政 策

ケース」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずに行うことができることから速やかに実施。国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

4 「こども家庭庁設置法案」の概要等

この基本方針に基づき、令和4年2月25日に、こども家庭庁設置法案（以下「設置法案」と）と、こども家庭庁の創設に伴い50本の関係法律を整備することを目的とする、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（以下「整備法案」）が閣議決定され、第208回国会に提出されました。ここでは両法案に規定されたこども家庭庁について紹介します。【資料3、資料4】

(1) こども家庭庁の任務等

設置法案では、こども家庭庁を、内閣総理大臣の直属の機関である内閣府の外局として設置し、その長をこども家庭庁長官としています。「こども」については、「心身の発達過程にある者」と定義し、自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こどもの視点に

立って、その任務を遂行することとしています。

その任務としては、

① こども及びこどものある家庭の福祉の増進

② こども及びこどものある家庭の保健の向上

③ ①と②以外のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援

④ こどもの権利利益の擁護

④ ことども家庭庁の所掌事務等
こども家庭庁は、分担管理事務（自ら実施する事務）と内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）を所掌します。

(2) こども家庭庁の所掌事務等

分担管理事務としては、
・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・ こどもの保育及び養護
・ こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・ こどもの保健の向上
・ こどもの虐待の防止
・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
・ こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）

・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・ こどもの保健の向上
・ こどもの虐待の防止
・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備

こども家庭庁設置法案の概要 資料3
趣旨
こども（心身の発達過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。
概要
1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務
(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）
・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・ 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
・ こどもの保育及び養護
・ こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・ こどもの保健の向上
・ こどもの虐待の防止
・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
・ こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）
・ こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
・ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
・ 子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
4. 資料の提出要求等
・ こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする
5. 審議会等及び特別の機関
・ こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管
6. 施行期日等
・ 令和5年4月1日
・ 政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

び生活の場の確保
・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・ こどもの保健の向上
・ こどもの虐待の防止
・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

資料4

趣旨

子ども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定子ども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、子ども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) 子ども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
 - ※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ 子ども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

・ 子どもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 などを規定しています。
 内閣補助事務としては、内閣府から移管される少子化対策、子ども・若者

育成支援に関する総合調整のほか、教育、医療、労働政策などにも及ぶ次の事務が新たに規定されています。
 ・ 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社

会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
 また子ども家庭庁に、子ども政策に関する重要事項等を審議する子ども家庭審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管することとしています。

(3) 子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣、子ども家庭庁長官

整備法において、子ども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣を新設し、各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を規定しています。

また子ども家庭庁長官には、子ども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとしています。

(4) 施行期日

両法案の施行期日は、令和5年4月1日とし、同日に子ども家庭庁を設置することとしています。

5 町村のみなさまへ

子ども政策の具体的な実施を中心に担当しているのは、町村のみなさまを含めた、地方自治体です。私たちとしては、その取組を促進するための必要

な支援等を行うとともに、現場のニーズを踏まえたみなさまの先進的な取組を横展開したいと考えています。また、特に子ども政策においては、より一層、みなさまとの人事交流を推進するなどにより、お互いの視点を共有しながら政策を推進していければと思います。

設置法案、整備法案については、成立に向けて、国会において御審議いただくところですが、子ども家庭庁の発足を待たず、結婚・子育てに関する地方自治体の取組支援、子ども食堂等の支援、市町村における家庭・養育環境支援の強化などの新たな取組に関する検討を開始しています。

みなさまとともに、子どもまんなか社会の実現に向けて子ども政策を推進していければと思いますので、引き続きご協力を賜れればと思います。

(参考)

内閣官房HP「子ども政策の推進（一）子ども家庭庁の設置等」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html

【お問合せ先】

内閣官房「子ども家庭庁設置法案等準備室 総括担当」
 03-6550-8068

フォーラム

大川村風景

現地レポート

町村独自のまちづくり



何が何でも400人の人口は守る
『離島を除いて日本最少人口の村』から
『まるごと大川』へ

高知県
おおかわむら
大川村

1 大川村の概要

大川村は四国山地の中央部、高知県の最北端、四国のほぼ中央に位置し、東西15・5 km、南北9・4 km、面積は95・27 km²で、北は愛媛県に接している村です。周囲を1,000 m級の山々に囲まれ、村の中央を吉野川が貫く形で東西に流れ、約9割は険しい山地と平坦地が極めて少ない山村で、南国土佐と呼ばれる高知県内では比較的低温な地域となります。令和4年2月末時点の人口は368人と、四国地方の中で最も人口が少ない自治体です。

基幹産業としては林業のほかに、50年以上前から続く「大川黒牛」の生産と、平成20年代から取組を開始した高知県のブランド地鶏「土佐はちきん地鶏」の生産を中心とする畜産業が、地域産業の中でも大きなウエイトを占めています。近年は新たに村の豊かな

自然を資源とする観光振興の取組も拡大しています。

また、「四国の水瓶」早明浦ダムの水源地域にもなっていることから、自然環境の保護・水資源の確保にも努めています。

2 離島を除いて
日本最少人口の村

大川村の人口は、昭和35年の4,114人（国勢調査）をピークに減少の一途をたどり、特に昭和46年の早明浦ダム建設による中心集落の水没、昭和47年に160年余りの創業以来の歴史を持つ白滝鉱山の閉山が決定的な要因となり、昭和60年には751人にまで激減し、全国的にも稀な過疎の小村となりました。その後、村づくりを象徴する数字として掲げた平成元年の人口750人から、平成24年までのわずか





▲かつての白滝鉱山のまちなイマ、観光拠点「白滝の里」

四半世紀の間に300人以上が減少し、平成22年の国勢調査において、ついに「離島を除いて日本最少人口の村」となっていました。

なかなか歯止めがきかない人口減少は地域の活力低下に直結し、産業の衰退、耕作放棄地や森林の荒廃の拡大、ひいては医療や福祉サービスの低下といった住民の命にかかる問題の深刻化等々のさまざまな負の連鎖につながることが当時大きく危惧されました。また、村の総人口が減少する中、同様に村内の16集落全てで住民の数が減少していたことから、明治22年の市町村制施行以来120年余を経過した今も変わっていない、全16集落のうちのいずれかが今後消滅してしまうかもしれないという、大きな危機感を具体的に持つことにもなりました。それは、かつ

て早明浦ダム建設による中心集落の水没の際とは、また違う意味での「ふるさとがなくなる」かもしれないもので、地域の努力のもと、地域を守っての人口対策をしていく必要性を強く感じた中で、村民一丸となって何が何でも400人の人口は守ることを念頭に置いた「第5次大川村振興計画」を策定し、平成25年度から「大川村に住んで良かった、住んでみたい」という村づくりをスタートします。取組開始から間もない平成27年の国勢調査では、再び「離島を除いて日本最少人口の村」となっていますが、さらに速度を上げて一歩一歩着実に歩みを進めていくこととなります。

3 「集落活動センター結いの里」の取組

～暮らしよい村づくり～

大川村の全16集落は広範囲に点在しているため、住民の数が減少する中で各集落が水の管理や見守り、地域行事の開催など、集落としての機能を今後も単独で維持し続けていくことに課題を抱えていました。そこで、高知県が中山間地域対策として展開を進めていた集落活動センターを、住民主体での地域づくり拠点として導入し、村全体を一つの集落に見立てて課題解決の取組を進めてきました。

そうして平成27年度に開所した「大

川村集落活動センター結いの里」は、地元農家の食材を利用した地産地消を目指す学校給食や高齢者等への配食の提供を行う給配食事業、産直・物販や軽食サービスを展開する村のえき事業を中心に展開しており、年々増加していく地域のニーズに比例して、その機能を拡大してきています。例えば、土日祝は地域のお母さん方が地元食材を使用した軽食を提供する「お母さん食堂」が開店するほか、月に1度の週末だけのラーメンの提供、お菓子や軽食メニューといった特産品の開発なども行っています。また、運営や取組に関わるのは地元の方だけではなく、集落支援員や地域おこし協力隊員が各事業の中心メンバーとして活躍いただいているのを筆頭に、移住者を含む村外からの人材を積極的に活用しています。



▲お母さん食堂定番メニュー 土佐はちきん地鶏の親子丼

今後は、顕在化している生活用水確保や鳥獣被害対策の問題解決に向けた機能強化を検討していく予定ですが、主目的は住民力の向上であり、住民福祉の向上のための集落活動センターですので、さらなる村民の参加、集客力の強化を期待しています。

4 産業の振興

～働きよい村づくり～

近年、最も力を入れてきている産業振興の取組は、吉野川源流域の美しい自然の中で育まれる「土佐はちきん地鶏」と「大川黒牛」の生産・販売を中心とした畜産振興です。

高知県のブランド地鶏である「土佐はちきん地鶏」は、平成17年頃に高知県が独自に交配した土佐九斤と大軍鶏の味を受け継ぐ三元交配で生まれた地鶏です。大川村では村の命運をかけ、平成20年から本格的な生産を開始しました。現在は、その約8割が大川村で徹底した管理のもと大切に育てられています。村内で生産から加工、販売まで一貫して取り扱える体制を整えており、これによる雇用を創出することも目的の一つとして取組を進めています。

「大川黒牛」は、昭和38年、村役場を中心として農業協同組合や一部農家の支援を得て、淡路島の家畜市場で買付けた「但馬牛」を先祖に持ち、年

フォーラム



▲土佐はちきん地鶏

間約50頭しか出荷されない幻の肉です。肉質はとても柔らかく、上品な脂の旨みときめの細かい霜降り、肉本来の旨さ、ジューシーさ、脂の旨味のバランスが整った風格ある味わいです。

毎年11月3日に開かれる「大川村謝肉祭」は「土佐はちきん地鶏」と「大川黒牛」を堪能できるイベントで、全国から人口の4倍近いお客さんがやって来てにぎわいます。日本酒が飲み放題など、高知ならではの「大川村のおきやく」を存分に楽しむことができるイベントとなっています。ぜひ一度お越しください。

それ以外では、村内で若い農家が頑張っている花卉栽培（オリエンタルユリなど）といった農業振興の取組や、近隣市町村との連携をとりながら進め



▲留学センターの部屋の様子

ている山岳観光を主とした観光振興の取組などが活発化してきています。

5 山村留学の推進と青年団活動 〜たくましい人づくり〜

昭和62年の第1期留学生より始まりました「大川村ふるさと留学」こと大川村の山村留学制度は、1年間親元を離れ、異年齢集団で生活を共にして村内の学校へ通学します。1年間の長期留学生活では、自然豊かな山村で生活し都市部では体験できないさまざまな自然体験や学校生活を、そして留学センター（宿舎）での集団生活の中では自分のことは自分でやるという基本的な生活習慣の習得を通じて、子どもの早期からの人格形成に繋がる健全な青少年の育成を目的として実施しています。

また、少人数のために友達の数が少ない地元の子どもたちにも、長期留学



▲青年団が主催する夏祭り「大川村民祭」

生が加わることにより、お互い交流を深め刺激を受けあい、長所を伸ばし、短所を補うといった影響を与えることも大きな目的の一つでもあります。

このほか、20〜30代のU・イターン者を中心とした「大川村青年団」は、およそ30名近い若者が在籍し、夏祭りの開催や特産品販売・PRといった地域に根差した事業を主体的に実施しています。事業を通して若者同士の交流の機会になっており、いつの時代でも重要な役割を担ってきた、村になくてもはならない団体です。また、村外の団体との交流も積極的に行われています。エネルギー溢れる活動が評価され、2015年度には全国地域青年「実践大賞」を受賞しており、今後も次代を担う若者たちとしての活躍が期待されます。



▲村の宝物

6 子どもと高齢者は「村の宝」 〜生きがいある村づくり〜

決して大川村だけではないと思いますが、子どもが村民の宝であり、村の宝でもあります。特に人口の少ない本村では、その思いはより一層強く、地域全体で見守っているという雰囲気を感じます。そんな村の次代を担うすべての子どもが健やかに生まれ心豊かに育ち、保護者が子育てに喜びを感じる事ができる村づくりを目指す取組の一つとして、大川村では昭和の時代から0歳児〜未就学児童の無料保育を実施しています。また、地元食材を使用した給食費（保育園（離乳食完了期）、小学校、中学校）の無償化に代表される子育て支援制度を中心

フォーラム

に、各種支援制度を充実させており、核家族化、共働き世帯が増加する現代社会の中で、より子育てのしやすい環境をつくりあげていくことに注力しています。

また、村ではイベントや各方面での取組などさまざまなところで、村の重要な一員として高齢者が活躍しています。生きがい対策の推進では大きな役割を担っている老人クラブ連合会への支援を行っており、高齢者の社会参加では人材センター匠会がさまざまな場面で活躍できるように支援を行っています。高齢者の豊かな知恵と経験、技能は環境の厳しい山村地域である本村では特に、日常生活の中で助けになることも多く、そういった高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活動的に暮らせる村づくりを進めています。

7 小さな村g7サミット

「小さな村g7サミット」は、全国を7つのブロックに分け、各地域で人口規模の一番小さな村が集まるサミットです。山梨県丹波山村が当時、各地域で人口が最も少ない村(離島を除く)に呼び掛けたことをきっかけに2016年からスタートしました。小さな村同志が一同に集まり、情報を交換し、刺激し合うことで、互いの価値を高め

ていくと同時に新たな視点から村を見つめ直すことを目的として、初回の山梨県丹波山村から、第2回2017年福島県松枝岐村、第3回2018年北海道音威子府村、第4回2019年和歌山県北山村と開催してきました。新型コロナウイルス感染症の影響により2年間延期となっている、次回の第5回岡山県新庄村での開催は2022年を予定しており、その後は大川村や熊本県五木村での開催が検討されています。ほかに、2019年東京会議や東京大田区を含めた2021年十一サミットの開催、東京アンテナショップの出版、各種協働事業の展開により、小さな村が持つ可能性を広く発信することにもつながっています。

8 『まるごと大川』へ

令和4年2月末現在、大川村の人口は368人となっています。人口減少そのものに歯止めはかかっておらず、400人の人口の維持も叶ってはいませんが、これまで述べてきた取組により、H27年度からR1年度のうち3箇年において人口の社会増が実現するなどの多大な成果が生まれています。なによりも、直近の令和2年国勢調査において「離島を除いて日本最少人口の村」からの脱却を果たすことができたのは、大川村にとって大変喜ばしいことでありました。



▲まるごと大川

令和3年度からは新たに、主要地場産品(土佐はちきん地鶏、大川黒牛)の課題となっていた商品力の弱点を、ブランド化により補う取組を新たにスタートさせました。これにより、販売上の課題が克服され、高付加価値化の達成を見込むものです。集落活動センターを中心に住民主体のブランドینگ事業を推進するほか、土佐はちきん地鶏を使用した新商品の開発も進めています。ブランドイメージを活用した営業活動の強化や新たな商品ラインナップを用いた販路拡大を実現し、地場産品の売り上げや商品イメージにプラスの影響を与えることを大いに期待しています。

これからもすべての村民が一丸となって安心して暮らせる村づくりを進め、村を取り巻く様々な変化の中で、400人の人口と生活を守り、住みよい「まるごと大川」村を目指していきます。

大川村長 和田 知士

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いたします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団協約を締結し、実施しているものです。
- 集団協約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ21-00628 (2021.4.19作成)]

情 報

国 政 情 報

◎出生数が84万人と過去最少を更新
12021年の人口動態

厚生労働省は2月25日、2021年の人口動態速報値を発表した。出生数は84万835人で、前年より2万4,404人(2.8%)減少。調査開始(1899年)以来の最少となった。合計特殊出生率は1.33で前年1.36を下回った。なお、母の年齢45〜49歳では出生数(1,624人)が前年を上回った。また、死亡数は137万2,755人で前年より8,338人(0.6%)減少した。11年ぶりの減少。死因は腫瘍(28%)が最も多い。自然増減数は53万1,920人の自然減で、減少数は前年51万5,854人減を1万6,066人上回った。自然増減率は4.3で前年4.2より低下した。また、婚姻件数は52万5,507組で、前年より7万3,500組(12.3%)減少した。婚姻率(人口千対)も4.3で前年の4.8より低下した。離婚件数も19万3,253組で、前年より1万5,243組(7.3%)減少した。

また、厚労省は3月2日、2020年の完全生命表を発表した。国勢調査人口と人口動態統計を基に平均寿命等を示した。男の平均寿命は81.56年で、前回(2015年)80.75年より0.81年上回った。女は87.71年で前回86.99年を0.73年上回った。諸外国をみると、スイス男81.0年、女85.1年、フランス男79.1年、女85.1年などだった。

◎保育や虐待防止、少子化対策などを
移管—こども家庭庁設置法案

政府は2月25日、こども家庭庁設置法案

を閣議決定した。内閣府の外局として設置、こども家庭庁長官を置き、2023年4月1日の発足を目指す。厚生労働省の保育や虐待防止、内閣府の少子化対策や子どもの貧困対策などの事務を移管する。なお、教育分野は文部科学省が引き続き所管する。

一方、内閣府は2月24日、自治体における少子化対策の取組状況をまとめた。少子化対策の目標値を都道府県は85%、市町村は65%で持っているが、少子化対策で現れた効果では「子育てしやすいと思う住民の割合上昇」(都道府県28%、市町村25%)が多かった。また、結婚支援の取組では都道府県は「結婚支援センター開設」(75%)や「婚活イベント」(70%)が多く、市町村では「婚活イベント」(33%)が多い。結婚支援センターの登録人数は都道府県は「500〜1,000人未満」(31%)、市町村では「50人未満」(40%)が多く、同センターの実績(成婚組数)は「50組未満」が都道府県(63%)、市町村(78%)ともに多かった。このほか、気運醸成の取組では、都道府県は「中高生や若い世代向けライフデザイン教育」(70%)、市町村では「両親学級の開催」(50%)が多い。

◎全国一律基準で盛土を規制—宅地造成規制法改正案

政府は3月1日、宅地造成等規制法改正案を閣議決定した。土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず危険な盛土を全国一律の基準で規制する。具体的には、①盛土により人家等に被害を及ぼしうる区域を都道府県知事等が規制区域に指定し、同区域内の盛土を知事等の許可対象とする②

盛土を行うエリアに災害防止の許可基準を設定し、施行状況の定期報告や完了検査を実施③土地所有者等に常時安全な状態を維持する責務を明確化④土地所有者だけでなく原因行為者にも是正措置を命令できるなどを盛り込んだ。併せて、罰則が抑止力として機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑・罰金刑について条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化する。なお、国土交通省が3月18日に発表した2021年の土砂災害発生件数は972件(42都道府県)で、特に8月に488件(33都道府県)も発生。直近10年の8月の平均発生件数177件を大きく上回った。広島県129件、神奈川県88件、鹿児島県85件で特に多かった。

◎認可地縁団体の合併規定など簡素化
—第12次分権一括法案

政府は3月4日、第12次地方分権改革一括法案を閣議決定した。昨年暮れの地方提案の対応方針を受け12法律を改正する。認可地縁団体が合併する場合に必要な精算手続を不要とするほか、空家等の調査には住民票等の市町村への請求(公用請求)等が必要だが、住民基本台帳ネットワークシステムの利用で速やかな所有者等の現住所特定が可能となる。このほか、市町村が農用地・土地改良施設の応急工事計画策定で必要だった議会議決を不要とする。

一方、政府の地方分権改革有識者会議は2月28日、国が自治体に策定を求める計画策定等の基本原則を決めた。新たな法令上の計画等策定の義務付け・枠付けは「必要最小限」とするほか、努力義務やできる規定等も新たに設けなかった。併せて、国等への協議や報告、公表手続も原則不要とする。また、内閣府は同日、提案募集方式の

成果事例集を発表した。地方の提案で改善された25事例として、「森林所有者の氏名・固定資産税情報の内部利用が可能」「郵便局で取扱可能な自治体事務が拡大」「へき地の医療機関への看護師等の派遣が可能」「地縁団体の不動産の有無にかかわらず市町村長が認可」などを紹介している。

◎新時代の学校施設の在り方で提言
—文部科学省

文部科学省は3月4日、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」の最終報告をまとめた。学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるこの固定概念から脱し、「学校施設全体を学びの場として捉え直す」など新しい時代の学びをつくり出すビジョン・目標を関係者が共有する必要性を強調。その具体策として、①一人一台端末環境整備に対応したゆとりある教室整備②木材利用など温かみあるリビング空間と空調設備・トイレの洋式化、手洗い設備の非接触化③地域の実情に応じた他の公共施設等との複合化・共用化④地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」創出⑤老朽化対策と避難場として自家発電・情報通信設備・水害対策等の防災機能の強化などを提言した。

また、同省のコミュニティ・スクールの在り方検討会議は3月14日、最終報告をまとめた。同スクールは2021年5月現在、全公立学校の33%で導入されているが、取組に自治体間格差がみられる。このため、法的位置付けを変える必要はないが、改めて同スクールの趣旨や目的・必要性について関係者の理解を深め、全ての公立学校への導入を着実に進めることが必要とした。(ジャーナリスト 井田 正夫)

地方公共団体金融機構における人材育成 としてのeラーニングの実施について

地方公共団体金融機構 地方支援部 調査企画課

1. はじめに

地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、すべての地方公共団体の出資の下、法律の規定に基づき設立された「地方共同法人」です。安定した経営基盤を背景に、長期・低利の資金の貸付けを行うとともに、多彩な地方支援業務を展開し、地方公共団体を支えています。

機構の地方支援業務は、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の取組を行っています。

この取組の一つとして、地方公共団体の財政運営などに携わる人材の育成のため、これまで集合研修を行ってきましたが、地方公共団体の中には日程や業務の都合などから参加が困難な場合があること、遠隔地や小規模の団体にも広く研修を受講いただきたいこと、昨今の新型コロナウイルス

ナウウイルス感染症の感染拡大によりオンラインでの研修の要請が高まっていることを受け、令和3年度に、新たにeラーニングシステムを構築し、研修コンテンツの配信を開始しました。

本稿では、機構が取り組んでいるeラーニングの実施状況及び令和4年度の実施予定についてご紹介します。

2 令和3年度の実施状況について

(1) 研修スケジュール

令和3年度は、6月から受講申込みを受け付け、7月以降、準備できたコースから順次開講し、5回にわたり計9コースを配信しました(表1)。

(2) 実施コース
コースは、基本制度に関するものから、公共施設の適正管理や公営企業会計の適用といった政策課題に対応したもの、また、地方公共団体の

資金調達・資金運用に関するものまで、幅広いテーマで開設しました(図1)。配信する研修コンテンツは、従来は集合研修で行っていた、総務省職員や有識者、先進自治体職員、機構の自治体ファイナンス・アドバイザーによる講義を収録し、eラーニング用にコンテンツ化したものに加え、機構で独自に開発した、地方財政制度及び簿記・公会計に関するコンテンツを用意しました。

表1 令和3年度研修スケジュール

コース名	研修スケジュール				
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
申込期間	6/1(火)~7/5(月)	7/6(火)~8/5(木)	8/6(金)~10/6(水)	10/7(木)~11/4(木)	11/5(金)~12/20(月)
初任者研修会 (地方公営企業連絡協議会)		8/20(金)~11/19(金)			
中堅幹部職員研修会 (地方公営企業連絡協議会)				11/19(金)~2/18(金)	1/11(火)~3/11(金)
トップセミナー会員研修会 (地方公営企業連絡協議会)				11/19(金)~2/18(金)	1/11(火)~3/11(金)
JFM地方財政セミナー			10/20(水)~1/19(水)	11/19(金)~2/18(金)	1/11(火)~3/11(金)
JFM地方公営企業セミナー			10/20(水)~1/19(水)	11/19(金)~2/18(金)	1/11(火)~3/11(金)
資金調達入門研修			10/20(水)~1/19(水)	11/19(金)~2/18(金)	1/11(火)~3/11(金)
資金運用入門研修	7/20(火)~10/19(火)	8/20(金)~11/19(金)	10/20(水)~1/19(水)	11/19(金)~2/18(金)	1/11(火)~3/11(金)
地方財政制度(初級編)					1/11(火)~3/11(金)
自治体職員のための簿記・公会計(導入編)					1/11(火)~3/11(金)

情報

図1 令和3年度研修コース

	基本制度 <small>※の研修は、地方公営企業 連絡協議会主催の研修</small>	政策課題対応				資金調達等	
		地方 公会計	公共施設 適正管理	公営企業 法適化	経営戦略 策定	資金調達	資金運用
研修 コース	初任者研修会 ※ ・総務省講義 ・有識者講義・演習 ・監査法人講義・演習 ・先進自治体講義	JFM地方財政 セミナー ・総務省講義 ・先進自治体講義		JFM地方公営企業 セミナー ・総務省講義 ・先進自治体講義		資金調達入門 研修 ・制度編 ・金融編 ・経済編	資金運用入門 研修 ・理論編 ・実践編 ・銀行を理解し よう
	中堅幹部職員研修会 ※ ・総務省講義 ・有識者講義 ・先進自治体講義						
	トップセミナー会員研修会 ※ ・総務省講義 ・有識者講義						
	地方財政制度(初級編)						
	自治体職員のための 簿記・公会計(導入編)						

(3) eラーニングシステムの概要
 機構におけるeラーニングのポイン
 トは3つあります。
 1つ目は、いつでも、どこでも、
 理解を深めながら繰り返し受講でき
 ることです。集合研修と異なり物理
 的に移動する必要がなく、職場で受
 講いただけます。お申込みは機構の
 ホームページから簡単にできます。
 研修コンテンツはチャプター機能に
 より受講したいページへ簡単に移動
 できる仕様となっておりますので、業
 務によりまとまった時間が取れない
 方でも可能なときに少しずつ学習を
 進めることができます。また、わか
 りづらい部分を繰り返し学習するこ
 とで理解を深めることができます。
 さらに、講義によっては単元の区切
 りごとにテストを設けていますの
 で、理解度を確認しながら学習を進
 めることができます。
 2つ目は、無料で受講できること
 です。地方公共団体や受講者本人の
 費用負担はなく、もちろん、旅費や
 受講料などの予算措置も必要ありま
 せん。
 3つ目は、団体や課室ごとに申込
 みをとりまとめる団体管理者を置
 き、受講管理ができることです。団
 体管理者は、管理者画面により自団
 体の受講者の受講状況を確認するこ
 とができます。また、研修を修了す
 ると修了証書をプリントアウトする
 こともできます。個々の団体で研修
 を自ら行うことが困難な場合もある
 と思いますが、これらの機能により、
 地方公共団体内の職員研修の一環と
 してご利用いただくことも可能で
 す。
 (4) 受講者の状況
 令和3年度の申込者数は全コース
 の合計で約3,400人となり、多
 くの方にご利用いただきました。ア
 ンケートにおいても、
 ・総務省の課長や実際に市町村で先
 進的な取組に携わる方の講義を
 聴くことができ、非常に有意義
 だった。
 ・チャプターごとに設けられた小
 テストが、理解を深める助けと
 なった。
 ・オンラインにより、時間場所の制
 約がなく、自由なペースで受講で
 きるようになった。
 ・旅費の予算計上が難しいため、今
 後も続けてほしい。
 と好意的なご意見をいただいた一方
 で、

情 報

- ・ 通年で視聴できるようにしてほしい。
- ・ 新任者向け研修として年度の早い時期から公開してほしい。
- ・ 基本的な講義と応用編の講義を1つのコースではなく分けるようにしてほしい。

3. 令和4年度の実施予定について

令和4年度のeラーニングは2でご紹介したご意見などを踏まえ、次のとおり改善する予定です。

まず、年度当初の4月1日からお申込みいただけるようにしました。これにより、4月に異動し初めて資金調達・運用や地方財政などに携わる方に、異動後すぐに研修を受講いただくことができます。

次に、お申込みいただいた翌日に受講が可能となります。令和3年度のeラーニングは、受講期間を5回に分け、それぞれ申込期間を設定して運用したため、申込期間を過ぎたら受講者の申込みができない、申込みをしてから受講開始までに2週間

〜2か月程度要する、という柔軟性に欠ける部分がありました。そこで令和4年度は、受講者の申込みはいつでも可能とし、受講者登録をした翌日から受講が可能となるよう、受講者の利便性を向上させました。

また、個別の講義単位でお申込みが可能となります。令和3年度は、受講は「初任者研修会」「資金調達入門研修」といったコース単位で申し込むこととしていましたが、受講者のレベルや求めるコースに則して、その中の「先進自治体講義」や「金融編」など個別の講義を選んで学ぶことができるよう、講義単位で申込みができるようにしました。

配信する講義も充実させていきます。令和3年度と同様に集合研修で行う講義をeラーニング用に収録したものに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等について、eラーニング独自の新たな研修コンテンツを開発し、提供する予定です。

さらに、過去に配信した講義の一部はアーカイブ化し、後年度においても活用できるようにしていく予定であり、令和3年度の研修コースで配信をした公営企業会計の適用や経

営戦略の策定に係る先進自治体講義なども視聴できるようにいたします。

最新の情報は機構のホームページの「eラーニングポータルサイト(<https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learn.htm>)」で発信しますので、ぜひ定期的に御確認ください。

4. おわりに

機構の地方支援業務の特徴は、地方財政や金融に関して専門知識を有する機構職員等が、地方公共団体の立場に寄り添う視点に立って支援を行い、また、先進的な取組を行っている地方公共団体の職員や特定のテーマに知見を有する外部有識者などの外部人材とのネットワークを活用することによって、事業内容を充実させることができる点にあると考えています。また、地方支援部の多様な事業を通して、実際に現場で財政運営を担う多くの地方公共団体の職員の方々と接する機会があるため、この現場からのフィードバックを基に、事業の内容の改善、充実に努めています。

eラーニングについても、地方公共団体のみならず御意見を踏まえて見直し・充実を図りつつ、展開したいと考えていますので、どうぞ積極的かつお気軽に御活用いただけると幸いです。

なお、地方支援業務の詳細は、機構ホームページの「地方支援業務のご案内(<https://www.jfm.go.jp/support/support.html>)」で詳しく紹介しています。eラーニング以外にも様々な業務を行っております。ぜひご覧いただき、関心を持たれたものがあれば、左のお問い合わせ先までご連絡ください。

〓お問合せ先〓

地方公共団体金融機構
地方支援部調査企画課
〒100-0012
東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
TEL: 03-3539-2676
FAX: 03-3539-2618
E-mail: chihoushen@jfm.go.jp

随 想

世羅といえは駅伝の町、全国に名
の知れた世羅高校陸上競技部の活躍
は、町の誇りであり自慢です。歴史
ある全国高校駅伝での活躍は素晴ら
しく、男子11回・女子2回の優勝は
もとより男女W優勝2回と男子連覇
3回は応援する町民の励みになって
います。留学生や生徒の遠征費支援
などは昔から皆さんの寄付で賄わ
れ、生徒は感謝の心を持ち、早朝練
習や地域の奉仕活動、学業との両立



せら おく だ まさ かず
広島県世羅町長 奥田 正和

で自己を鍛えている姿に頭が下がります。また世羅は農業が基幹産業であることから、授産で高度な研究もされています。

昔から穀倉地帯として栄えた本町は、物流の要衝であり石見銀山から瀬戸内海・尾道への街道で米の配送もありました。今から1200年前、弘法大師が和歌山の高野山開基から約6年後に大田庄という我が町に、今高野山と称する新たな拠点を築かれました。神社等も紀州同様に配置され、現在は景勝地として多くの観光客に訪れていただいています。

全国からの視察の多くは、6次産業発祥の地として知られたことにあります。このネーミングを考え、東京大学名誉教授でもあった故今村奈良臣先生との出会いが町の活性化につながりました。大型機械の導入で仕事を如何に創るか、女性パワー活躍の場に加工を導入し、町のブランド化と併せて売り込みをネットワーク事業で進めてきました。前述の世羅高校の授業でも、昔盛んだったお茶や蜂蜜の研究、マスクが欠かせない今にぴったりのスプレー式香料の開発などを進めていただいています。これらは先輩が築いた農産物の価値向上と新たなアイデアを結集し、自らの知識と経験を深めるため頑張ってくれています。今後世羅

らしい商品開発が若い発想から生まれることを期待しています。

第2次長期総合計画に掲げる将来像「いつまでも住み続けたい日本一のおふるさと」の実現に向け定めらるるの柱があります。一番に掲げるのが「健幸づくり」です。町では健康と幸せをミックスした健幸づくり事業を展開しています。身近な方を癒す若くして亡くし、透析を受けられる方が増え危惧していました。中山間地域で医療機関の受診機会が少ない割に一人当たりの医療費が高いため、特定健診受診率を上げ、地域での健康体操や筋力トレーニング、自治サロンによる閉じこもり予防に取り組んできました。スポーツ振興にも努め幅広い世代で体力向上に関心を持って活動されています。今はコロナ禍で室内競技の制限もあります。が、野外で行うグラウンドゴルフは各地に普及し、身近な場所に練習場が作られ個々の練習に事欠かない田舎ならではのメリットもあります。

産業の振興策「ものづくり」では近年、農外企業の進出で雇用も生まれ観光産業と共に進化しています。観光農園は四季折々の花々や果樹観光で毎年200万人以上の観光客に喜んでいただいています。尾道と松江を結ぶ無料高速道路そばに開設した道の駅世羅はお陰様で大変賑わ

い、本年は隣に外資系民間ホテルの建設も完了します。町としては地元飲食店や交通事業者そして観光施設を結び付け、広島空港から近いこともあり将来はインバウンド客の誘致を進めたいと考えています。

デジタル化の時代にあっても人づくりが大切です。人と人の心を通じ合い、社会が創られ事業が進むと考えます。何事も挑戦するには豊かな知識と経験が必要で、世羅高陸上競技部の歴代監督はそうって『早い選手より強い選手になろう』と述べられています。

安全・安心と地域づくりは一体と捉え、頻発する自然災害や高齢者の交通安全と移動支援、防犯対策や見守りなど地域と協働して行い、約1万5500人の住民がどこに住んでも心豊かに暮らしていけるまちづくりに努めてまいります。

最後に町の名誉町民のひとり、東京都にある大妻学院創立者、大妻コタカ先生の言葉から一文ご紹介させていただきます。

強い意志と正しい判断とにこやかな表情が人として最も大切です。(中略)家族の幸せも店の繁盛も近所や社会の円満な交際も皆、このニコニコ顔から生まれてくるのです。

町村週報主要索引

令和3年4月～令和4年3月
3155号～3194号

〈全国町村会創立100周年記念寄稿〉

全国町村会と外部研究者とのコラボレーション
3180 (2)
全国町村会100年の歩みへの讃歌
3180 (5)
町村とともに歩んで
3180 (8)

〈論 説〉

町村の優位性をどう活かすか～町村だからできる～を極める～
3185 (5)
〈活動〉

「緊急事態宣言」解除後における地域経済対策に係る緊急提言」に関する要請活動を実施
3155 (2)
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施に関する国との意見交換会に荒木会長が出席
3158 (2)
新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に関する緊急要望を実施
3158 (5)

「今後の教職員定数の在り方等」に関する国と地方の協議の場(第1回)に佐々木行政委員会委員が出席
3161 (2)
「地域農政未来塾」(第5期生)を開講し、将来を展望した農業・農村政策を先行できる職員を養成し
3162 (2)
「国と地方の協議の場」に荒木会長が出席

3163 (2)
第15回まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体との意見交換会に荒木会長が出席
3163 (5)
荒木会長がワクチン接種の円滑な実施に向けて河野大臣と意見交換
3164 (2)
全国町村会会長に荒木氏を再選
3166 (2)

「令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望」並びに「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」を決定
3166 (3)
令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望
3166 (5)
新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
3166 (9)
令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望
3166 (13)

会長代行に古口氏、汐見氏、谷川氏を選任
3167 (2)
土石流災害対策で荒木会長が緊急要請活動
3169 (2)
自由民主党 総務部会関係合同会議に荒木会長が出席
3172 (2)
新型コロナウイルスの全国的な感染急拡大への対応に関する緊急要望を実施
3174 (2)
地方三団体と山際大臣とのテレビ会議に

荒木会長が出席
3178 (2)
「国と地方の協議の場」に荒木会長が出席
3181 (2)

全国町村長大会ひらく
3182 (2)
令和4年度政府予算編成で要請活動
3183 (2)
荒木会長がワクチン接種の円滑な実施に向けて堀内大臣と意見交換
3183 (4)

自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」に荒木会長が出席
3183 (6)
デジタル田園都市国家構想担当大臣及び地方創生担当大臣と地方六団体の意見交換会に荒木会長が出席
3184 (2)
全国町村会会長新年挨拶
3185 (2)
総務大臣年頭所感
3185 (3)

「国と地方の協議の場」に荒木会長が出席
3185 (9)
第33次地方制度調査会が発足し本会からは荒木会長が委員として参画し
3187 (2)
荒木会長が新型コロナウイルス感染症に関して金子総務大臣と意見交換
3187 (4)

荒木会長が新型コロナウイルスワクチンの追加接種に関して堀内ワクチン接種推進担当大臣と意見交換
3187 (7)
荒木会長が新型コロナウイルスの追加接種等に関して金子総務大臣と意見交換
3191 (2)

地域農政未来塾修了式を開催し塾生が2日間にわたり研究成果を発表し
3191 (4)

〈政 策〉

無形文化財等の保護の充実に向け～文化財保護法改正～文化庁文化財第二課長 鍋島 豊
3155 (3)

災害対策基本法改正案を閣議決定し「避難指示・避難勧告」を「避難指示」に一本化し
3156 (2)

地方創生テレワーク交付金について「転職なき移住」による地方への人と知の流れの創出し内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣参事官 松田 昇剛
3157 (2)

地球温暖化対策推進法改正案を閣議決定し2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ地域の再エネ活用を促進し
3157 (6)

間伐等特措法の改正について 林野庁整備課造林間伐対策室
3158 (7)

地域における就職氷河期世代への支援の取組推進について水河期交付金の事業募集(令和3年度2次)し
3159 (2)

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」成立について
3160 (2)

個人情報保護制度の見直しについて
3161 (4)

令和3年度地域力創造施策について①ポストコロナの社会に向けた地方回帰支援し
3162 (5)

関係人口の拡大・深化と地域づくりをどう進めていくか「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」最終とりまとめし
3163 (7)

「地方創生に向けたSDGsの推進について」③～令和3年度SDGs未来都市

情 報

- を選定しました。 3164 (4)
- 文化資源としての地域の食の再評価。 「食文化あふれる国・日本」プロジェクト。 3165 (2)
- 新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会。中間とりまとめについて。 3167 (3)
- グリーン、デジタルに集中投資。ポストコロナへ経済社会構造を転換。骨太方針・成長戦略。 3168 (2)
- 新たな森林・林業基本計画について。持続性と成長を両立させる時代へ。 3170 (2)
- 2021年度普通交付税大綱。普通交付税16兆3、921億円。全政令市が交付団体に。 3171 (2)
- 令和3年度地域力創造施策について。地域おこし協力隊について。 3173 (2)
- 鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要。 3174 (4)
- 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について。中間報告より。文部科学省大臣官房文教施設企画・防犯部施設企画課長 磯山 武司。 3175 (2)
- 公共建築物等木材利用促進法改正の概要。ウッド・チェンジに向けて。 3176 (2)
- 令和3年度地域力創造政策について。自治体DXの推進について。 3177 (2)
- 政府「2022年度総務省予算概算要求について」。一般財源0.2%増の62.1兆円。交付税は17.5兆円。 3177 (2)
- 過去最高の33兆9450億円。コロナ、不妊治療など事項要求。2022年度厚生労働省予算概算要求。 3178 (4)
- 「新しい農村政策」を推進。16.4%増の2兆6842億円。2022年度農林水産省予算概算要求。 3179 (2)
- 地方創生予算は1268億円。子育て世帯に移住支援金加算。2022年度地方創生関係予算概算要求。 3181 (5)
- 脱炭素へ、再エネ比率倍増。普及に「最優先」明記。新たなエネルギー基本計画を決定。政府。 3183 (7)
- 地方創生SDGs金融表彰の創設と公募開始について。持続可能なまちづくりに向けた「自律的好循環」の形成。 3183 (10)
- 2021年度補正予算案は36兆円。ポストコロナの経済対策に重点。補正規模、国債残高は過去最大。 3184 (4)
- 自治体基盤クラウドシステムとクラウド型被災者支援システムで広がる安心・便利な行政サービス。 3184 (7)
- 令和4年度関係省庁予算特集号。 3186 (2)
- 令和3年度地域力創造施策について。地域活性化起業人(企業人材派遣制度)について。 3187 (10)
- 「地方創生」に向けたSDGsの推進について。令和4年度SDGs未来都市等を募集します。内閣府地方創生推進事務局 坂野 純平。 3188 (2)
- おぐにマルチワーク事業協同組合。山形県小国町の取組。 3189 (2)
- スポーツによる地方創生、まちづくり。自治体の首長・企画部局を中心にスポーツを活用したまちづくりが全国で展開中。スポーツ庁参事官(地域振興担当) 原口 大志。 3190 (2)
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を実現する手法。地方分権改革・提案募集方式による地域課題の解決。 3191 (7)
- 地域社会のデジタル化に係る参考事例集について。総務省自治行政局地域情報化企画室 加藤 翔大。 3192 (2)
- 森林環境譲与税の取組状況について。 3193 (2)
- ごどもまんなか社会を目指す「ごども家庭庁」の創設に向けて。ごども政策の新たな推進体制について。内閣官房ごども家庭庁設置法案等準備室 企画官 田中麻理 主査 伊藤通崇。 3194 (2)
- 〈随 想〉
- 四季の彩りと『高座』のころ。『住みよさ満喫 神奈川県寒川町長 木村 俊雄。 3155 (12)
- 趣味は身を助く 岩手県山田町長 佐藤 信逸。 3156 (11)
- 「つながり」から生まれるもの 大分県九重町長 日野 康志。 3157 (10)
- 水のような好循環の町を目指して
- 富山県入善町長 笹島 春人。 3158 (16)
- ふるさと 高知県町村会長・日高村長 戸梶 眞幸。 3159 (12)
- 「住みたい町、行きたい町」を目指し 兵庫県上郡町長 遠山 寛。 3160 (12)
- 豊かな自然の中で躍動するまち 栃木県芳賀町長 見目 匡。 3161 (12)
- 「まちづくり」…みんなで行く輝きをつける。ちゅうごい。まち 静岡県長泉町長 池田修。 3162 (14)
- マイナスの出来事にもプラスの意味を見出す道の駅を核とした「アウトドア観光のまちづくり」 北海道南富良野町長 池部 彰。 3163 (14)
- 「ほごヨイ!田舎」を前進させます 岡山県勝央町長 水嶋 淳治。 3164 (14)
- 私の町政運営の原点 長崎県小値賀町長 西村久之。 3165 (12)
- 公民連携による共創のまちづくり 宮城県亘理町長 山田周伸。 3167 (15)
- 山は、安住の地 生涯の地 宮崎県諸塚村長 西川 健。 3168 (15)
- 光を追いかけて 秋田県井川町長 齋藤 多聞。 3169 (10)

情報

しつかりと地に足をつけて持続可能なまちへ ちへ 京都府精華町長 杉浦 正省 3170 (11)	福井県若狭町長 渡辺 英朗 3181 (12)	岡田 正市 3193 (12)	生のこの10年 岩手県山田町 「町の復興から創生へ」笑顔とチャレンツがあふれるまち ならは 福島県楡葉町 「みんなでつくる魅力あふれる元気なまちやまきた」の実現に向けて 神奈川県山北町 「安全・安心で笑顔と希望あふれる村」を目指して 高知県日高村 かけがえのない自然を後世に、国内5か所目となる世界自然遺産 鹿児島県徳之島町 「ひかり輝く五木村」村民が主役の村づくりを目指して 熊本県五木村 事業継いでふるさと高原町を次世代につなぐ 宮崎県高原町 小さな村の大きなチャレンジ 岡山県新庄村 尾瀬とともに歩む持続可能な村づくりを目指して 福島県檜枝岐村 いばらきまち未来への道しるべ〜三世代が共に輝く元氣交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち〜 茨城県茨城町 「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」を目指して 福井県南越前町 デザイン思考を用いた産官学連携のまちづくり 千葉県長柄町 3189 (5)
黒潮に浮かぶ絶景と遷住の島 東京都青ヶ島村長 菊池 利光 3171 (10)	茨城県境町長 橋本 正裕 3183 (15)	笑顔と努力と発想力 広島県世羅町長 奥田 正和 3194 (15)	「フォーラム」 日本海に浮かぶ新潟県の小さな島 粟島 新潟県粟島浦村 3155 (7)
鳥取県江府町長 白石 祐治 3172 (11)	熊本県山江村長 内山 慶治 3184 (16)	「協働」から「共創」のまちづくりへ 山形県川西町 3156 (5)	「文化とこころがふれあつまち」映画「未来へのかたち」から 愛媛県砥部町 3158 (11)
わが人生に感謝 山梨県町村会長・小菅村長 船木 直美 3173 (12)	長野県野沢温泉村長 富井 俊雄 3185 (19)	「愛媛県砥部町」 みんなが「愛と誇り」を実感できるむら 日本で最も小さくかわいい漁村の挑戦 青森県佐井村 3159 (6)	魅力と活気にあふれ多くの人が集つまち 鳥取県湯梨浜町 3161 (8)
持続可能な町づくりに挑戦 徳島県上勝町長 花本 靖 3174 (10)	鹿児島県町村会長・徳之島町長 高岡 秀規 3187 (16)	「徳島県那賀町」 魅力と活気にあふれ多くの人が集つまち 鳥取県湯梨浜町 3161 (8)	地域モビリティ〜相乗り交通の取組〜 北海道天塩町 3162 (9)
「(統) 小さくともキラリと光る村をめざして」 新潟県関川村長 加藤 弘 3175 (11)	和歌山県広川町長 西岡 利記 3188 (12)	健康づくりの取組の中でわかってきたこと 埼玉県鳩山町長 小峰 孝雄 3189 (12)	「Go! Beyond」今を乗り越え、その先へ〜 福島県川内村 3164 (8)
「人が輝き誇れるまち」であり続けるために 山形県高島町長 寒河江 信 3176 (12)	岐阜県御高町長 渡邊 公夫 3190 (12)	「年中みかんのとれるまち」御浜町 三重県御浜町長 大畑 寛 3191 (16)	後世に誇れる「新生やまもと」を目指して 宮城県山元町 3165 (6)
子や孫が誇れる郷土、江北町 佐賀県江北町長 山田 恭輔 3177 (11)	人生は不思議なもの 沖縄県多良間村長 伊良皆 光夫 3192 (10)	持続可能な人口構造への転換を目指して！ 千葉県栄町長 3192 (10)	あの日から立ち止まることなく復興と再生のこの10年 岩手県山田町 3170 (6)
合併後の歩みを振り返る 福島県南会津町長 大宅 宗吉 3179 (11)	千葉県栄町長 3192 (10)	あの日から立ち止まることなく復興と再生のこの10年 岩手県山田町 3170 (6)	「町の復興から創生へ」笑顔とチャレンツがあふれるまち ならは 福島県楡葉町 3171 (5)
福島県南会津町長 大宅 宗吉 3179 (11)	千葉県栄町長 3192 (10)	あの日から立ち止まることなく復興と再生のこの10年 岩手県山田町 3170 (6)	「町の復興から創生へ」笑顔とチャレンツがあふれるまち ならは 福島県楡葉町 3171 (5)

情 報

「縁めぐる里 丹波山村」〜「縁」が行き交うふるさとづくりを自指して〜
 〓山梨県丹波山村 3190 (6)
 村民一人一人が輝く村づくり
 〓和歌山県北山村 3192 (5)
 地方創生のヒントは、小さな村にある〜地域史からみる「移動・交流」と、新たな関係人口づくり〜
 〓北海道音威子府村 3193 (6)
 何が何でも400人の人口は守る〜「離島を除いて日本最少人口の村」から「まるごと大川」へ〜
 〓高知県大川村 3194 (7)

〈情報〉
 新任都道府県町村会長の略歴：3163、3164、3165、3167、3169、3172、3174、3175、3178、3179、3194
 国政情報：3156、3159、3163、3166、3169、3173、3176、3183、3184、3190、3192、3194
 町村ご当地キャラじまん：3155、3159、3160、3162、3164、3165、3167、3168、3170、3172、3174、3175、3177、3179、3180、3183、3185、3187、3188、3189、3190、3191、3193
 新刊紹介：3167
 「森林サービズ産業」推進地域及び「森林サービズ産業」モデル地域等を募集します！ 3160 (11)
 令和2年度 公有物件災害共済事業の概

【町村長としての当選回数】3回
 【町村長に就任するまでの経歴】▽



新任都道府県町村会長の略歴
 宮崎県町村会合は令和4年2月17日の定期総会で次の通り会長を選出した。
 (2月18日就任)
 宮崎県町村会長 西日杵郡日之影町長 佐藤 貢
 昭和31年6月9日生

要報告 3168 (10)
 令和2年度 町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告 3168 (12)
 津和野町特定地域づくり事業協同組合 島根県津和野町の取組 3169 (4)
 村民わずか535人！山梨県丹波山村からの「小さな試み」 3172 (4)
 令和3年度「Forest Style ラボ」(第2回)開催！ 3186 (53)
 森林サービズ産業フォーラム2022開催！〜「日本健康会議」新宣言に対応した「森林サービズ産業」の提案〜

昭和56年5月日之影町役場入庁▽平成12年4月農林振興課長▽平成17年4月企画開発課長▽平成18年12月日之影町助役就任▽平成19年4月日之影町副町長就任▽平成25年12月日之影町長就任
 【都道府県町村会関係の経歴】▽平成27年6月監事▽平成29年6月理事
 【主な業績】▽自治体出資型農業法人「ひのかけアグリファーム」設立▽「高千穂郷椎葉山地域」世界農業遺産認定▽「祖母・傾・大崩山系」ユネスコエコパーク登録▽道の駅「青雲橋」リニューアル▽役場庁舎移転新築
 【趣味】スポーツ・読書
 【家族】妻

地方公共団体金融機構における人材育成としてのeラーニングの実施について 3194 (12)
 町村週報主要索引(令和3年4月〜令和4年3月) 3194 (16)

災害対策に役立っています！ 災害対策費用保険制度 をご活用ください

近年、自然災害が増加し、毎年多くの避難指示等の発令がなされていますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが、「災害対策費用保険制度」です。
 保険料は普通交付税措置されていますので、想定外の自然災害に備え、ぜひ本制度をご活用ください。

- ◎応急救助等にかかる費用が対象 (災害救助法の適用を受けた災害は対象外)
- ◎新型コロナウイルス対策費用も対象 (感染症対策としてホテルを借りる費用、マスク・消毒液等の費用)
- ・補償内容の詳細は「町村.com」をご覧ください。(https://www.zck.or.jp/choson/)
- ・加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。



全国町村職員生活協同組合 火災共済・自動車共済事業

いつでも
申し込み
可能

火災共済事業

■火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災又は雪災により建物・動産に損害が生じた時に、共済金を支払う制度です。
臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金も共済金に加算して支払います。

掛金(年額)3万6000円で

[建物24,000円(400口×60円)・動産12,000円(200口×60円)]

最高6000万円の補償

[建物4000万円・動産2000万円]

[風災、水災又は雪災の場合、共済金支払限度額は450万円]

※火災共済金+風水雪害特約共済金(火災共済契約 建物4000万円・動産2000万円の場合)

※火災共済に付加する制度のため、上記補償の場合、実際にお支払い頂く金額は36,000円(火災共済分)と30,000円(風水雪害特約分)の計66,000円となります。
風水雪害特約のみの加入は出来ません。

■風水雪害特約

火災共済に任意に付加して加入する制度で、風水雪害により建物・動産に損害が生じた時に、損害復旧費用(再取得価額)の1/2を共済金として支払います。
なお、支払限度額は火災共済金(風災、水災又は雪災)と風水雪害特約共済金を併せて3,000万円となります。
臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金も共済金に加算して支払います。

掛金(年額)3万円で

[建物20,000円(400口×50円)・動産10,000円(200口×50円)]

最高3000万円の補償

[建物2000万円・動産1000万円]

自動車共済事業

共済契約自動車の事故により被共済者が法律上の賠償責任を負った場合に、対人賠償共済金、対物賠償共済金を支払う制度です。自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、限定搭乗者傷害共済、他車運転特約(自動二輪車・原動機付自転車を除く)、臨時費用の制度が自動付帯されています。

組合員のニーズに合った選択ができるよう以下のとおりA型とB型の2類型となっています。

■A型 掛金(年額)3万円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償
対人賠償共済(1名につき)
- 対物賠償 —— 1000万円の補償
対物賠償共済(1事故につき)
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償
自損事故傷害共済(1名につき)
- 限定搭乗者傷害 —— 500万円の補償
限定搭乗者傷害共済(1名につき)

■B型 掛金(年額)3万3000円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償
対人賠償共済(1名につき)
- 対物賠償 —— 無制限の補償
対物賠償共済(1事故につき)
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償
自損事故傷害共済(1名につき)
- 限定搭乗者傷害 —— 1000万円の補償
限定搭乗者傷害共済(1名につき)

※加入の申込、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

全国町村職員生活協同組合のご案内 (<http://www.zcss.jp/>)

- この組合は町村等職員であればどなたでも組合員になることができます。
- 火災と自動車の共済事業を行っており、町村等職員の安定した生活に寄与してまいりました。
- 協同組合ですので、営利を目的としておりません。掛金は低く設定しており、さらに決算時に剰余金が発生した際には、割戻金としてお返しいたします。
- 組合員になるためには出資金が必要です。組合員は退職後も共済事業を終身利用できます。
- 組合員が死亡した場合も、配偶者が契約を承継することができます。

●共済契約されると、下記の車両共済(保険)に加入することができます。

車両共済(保険)のごあんない

- 車両共済(保険)は、対人賠償・対物賠償等を補償する全国町村職員生活協同組合自動車共済とは別に加入するもので、**ご自身のお車の損害**を補償する制度です。
- 車両共済(保険)は、損害保険ジャパン(株)の商品(一般自動車保険の車両保険)です。保険についての説明、保険料見積、契約締結等は、取扱代理店(株)千里が行います。

車両共済(保険)に関するお問い合わせ先

☎0120-731-087

受付時間:平日 午前9時30分から午後5時まで